

令和6年度 ここ滋賀観光タクシー利用支援事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

滋賀県の情報発信拠点「ここ滋賀」では、来館者から滋賀県へ着地後の県内交通についての問合せが数多くあるが、県内の2次交通の手段が限られており、首都圏から滋賀県への観光客に対し、県内の多様な魅力を体感できる観光を案内するには、観光タクシーの活用が重要となる。

そのため、観光タクシーの利用料を割引くクーポンを造成することで、「ここ滋賀」におけるさらなる滋賀への誘客促進を図り、より多くの首都圏の人々が滋賀の魅力を体感いただく機会を創出することを目的に実施する。

2 業務の内容

(1) 観光タクシー利用料割引クーポンの造成

- ・「ここ滋賀」で観光誘客を図るため、次の条件を満たした「ここ滋賀」オリジナルの観光タクシー利用料割引クーポン（以下「割引クーポン」と言う。）を作成する。

<条件>

- ア 割引率は40%とし、予算の上限をもって終了とする。
 - イ 原則として滋賀県内観光地の周遊にのみ利用できるものとする。
 - ウ 利用にあたっては事前予約を原則とし、事前予約の方法については提案による方法とする。
 - エ 利用した人の属性（性別や年齢など）や観光目的などが把握できるアンケートを付ける。
 - オ 「ここ滋賀」において偽造防止のための印を押印する。
- ・割引クーポンの作成部数は3000部とし、「ここ滋賀」に納品するものとする。
 - ・割引クーポンの配布は原則として「ここ滋賀」で配付するものとする。なお、割引クーポンの配布業務は本業務には含まない。
 - ・観光タクシーを活用することで多様な魅力を体感できるプラン（新規・既存は問わない）を提案し、そのプランをPRできるパンフレット等を必要に応じ「ここ滋賀」へ無償で提供する。
 - ・「ここ滋賀」での割引クーポン配付等の取組について、効果的なチラシ等を作成するとともに、首都圏在住シニアに向けて効果的なPRをする。

(2) 割引クーポンを活用した観光タクシー運行の実施

- ・割引クーポンの利用にかかる予約受付や配車等、事業実施に必要な事務を行うための体制を整備する。
- ・予約に応じ観光タクシーを配車するとともに、アンケート記入済みの割引クーポンを回収し利用料の割引を行う。
- ・割引クーポンの利用時のルート（乗車地、経由地、降車地、目的観光場所）料金、人数、

利用回数について記録し、毎月末に報告するものとする。

- ・利用者から観光地や観光タクシーの利用等に関し感想、意見等を可能な限り聞き取り記録する。

(3) データに基づく観光タクシーを活用した観光のあり方の提案

- ・観光タクシーの利用状況（日時、観光コース等）やアンケート結果、聞き取りした感想等のデータを整理し分析する。
- ・上記の分析を基に観光タクシーを活用した県内観光のあり方について提案をまとめる。

3 本業務の遂行

- (1) 本委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上決定する。
- (2) 受託者は、本委託業務の着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ県の承諾を受けなければならない。
- (3) 受託者は、常に県との連絡を密にし、本委託業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、県の指示を受けそれに従うものとする。

4 成果物および提出部数

- (1) 県は受託者に対して、年度途中において本委託業務の進捗状況等について、中間報告を求め、または実地調査することができるものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、業務完了報告書を速やかに提出しなければならない。なお、報告書には、当該仕様書2(2)の割引クーポンの利用時の実績内訳および(3)のデータの詳細および分析結果を記載することとする。

5 本業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 業務の処理に関して打合せを行った際は、打合せ記録を作成し、県へ速やかに提出すること。また、受託者は、打合せ結果を本業務に誠実に反映させることとする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施するものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。
- (4) 事業実施にあたっては新型コロナウイルス感染症その他の感染症等について、適宜必要な感染症予防策を講じること。